

平成30年3月27日作成

「古都のむこう、ふれあい深める手話言語条例」に規定する施策を推進するための方針

1. 手話に対する理解の促進と手話の普及を図るための施策

(1) 施策の基本的方向

これまで、手話についての認知が広がりつつあるものの、市民が直接手話と接する機会は限られていました。市民が手話に触れる機会を通じて、手話やろう者に対する理解を広めていくために聴覚障がい者団体や関係者と共に、環境づくりに取り組みます。

(2) 推進施策の内容

市は、施策の基本的方向に基づき、次のとおり施策を推進します。

- ア 手話やろう者への理解を広めるために、引き続き手話教室を開催し、その時々課題に即した内容を取り入れた上で実施します。
- イ 新たに手話やろう者について学びたいと思われた市民や事業者に対して、研修の機会を提供していきます。
- ウ 子どもたちが手話やろう者とふれあう機会を提供すること、また手話通訳者が将来の職業選択の候補になることを見据えた取り組みを行っていくため、関係機関との協議を推進します。
- エ 市職員が手話やろう者について学ぶことができる機会を推進し、すべての職員が手話への理解をさらに深められるよう取り組みを行います。
- オ 多くの市民の目にふれる広報誌や向日市のホームページに、手話やろう者のことを掲載し、理解を広めます。
- カ 市内で開催されているイベントにおいて、手話やろう者のことを広める取り組みを推進します。

2. 手話による情報の取得及び手話を使いやすい環境づくりに関する施策

(1) 施策の基本的方向

現在、音声言語のみにより提供されている行政情報等について、手話による情報の取得ができる環境整備に努め、日常生活において手話を使いやすい環境づくりを進めます。

(2) 推進施策の内容

市は、施策の基本的方向に基づき、次のとおり施策を推進します。

- ア 手話による行政情報の発信に向けて、その内容や方法の検討を進めていきます。
- イ 手話を用いる際は対面を基本としつつ、必要に応じてICT（情報通信技術）の活用

も含めた手話を使いやすい環境づくりを進めていきます。

3. 手話による意思疎通支援を通じた、ろう者の社会参加拡充に関する施策

(1) 施策の基本的方向

ろう者が日常生活を営むうえで、正確な情報を取得し、自らの意思を相手に伝える際には高度な技術を有する手話通訳者の存在は欠かせません。市は、その重要性を認識し、手話通訳者の確保・充実に向けた方策を推進します。

(2) 推進施策の内容

市は、施策の基本的方向に基づき、次のとおり施策を推進します。

ア 登録手話通訳者現任研修会を引き続き実施し、手話通訳者の技術及び知識の向上を図ります。

イ 手話通訳者をめざす人たちを支援し、登録手話通訳者の確保を図ります。